資料３

**大阪府人権施策推進審議会部会について（報告）**

**部会の構成**

　　〇　人権、インターネット及び法律の分野に精通した方を中心に３名程度で構成。

**部会の役割**

　　〇　下記事項について、審議。

　　・削除要請等や行為者への助言及び説示を行うに当たって、その対象となる情報の設定等の基本的な考え方

・インターネット上の人権侵害解消に向けた施策の検証や、有識者会議において引き続き検討課題とされた事項等の新たな取組に関すること

・インターネット上の人権侵害に起因する社会的影響が大きい事象が生じた場合、被害の拡大防止等に向け、府民への啓発や適切な被害者支援等の府としての対応のあり方

**規則改正**

「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の改正にあわせて、「大阪府人権施策推進審議会規則（平成10年10月30日。大阪府規則第86号）」を改正

【改正が必要な項目（案）】

　　・委員定数の見直し

　　・部会委員の定数の規定

【参考：現行規則（抜粋）】

|  |
| --- |
| (組織)第２条　審議会は、委員１２人以内で組織する。(部会)第６条　審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。2　部会に属する委員等は、会長が指名する。3　部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。4　部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。5　前条第２項及び第３項の規定は、部会の会議について準用する。6　前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。 |

※部会の運営方法

　 下記について、条例改正後に開催予定の大阪府人権施策推進審議会において取り決め

　　　・会長による部会委員及び部会長の指名（規則第６条第２項・第３項）

　　　・部会における審議事項の取扱いについて（規則第６条第６項）